

第1章 計画の位置付け

1-1 計画策定の趣旨

本市では、循環型社会の形成を廃棄物行政の目的の重点におき、「資源循環型都市いちかわ」の形成を目指して、平成14年（2002年）3月に「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を策定し、家庭ごみの12分別収集の導入をはじめとする様々な取り組みを進めてきました。

その後、平成21年（2009年）9月、平成27年（2015年）5月に、環境保全や協働の理念に加え、ごみ処理における経済性や安定性も重視した計画とし、クリーンセンターの延命化や収集運搬体制の見直し等に取り組んできたところです。

これまでの取り組みの結果、ごみの減量・資源化やごみ処理総費用の抑制に一定の成果を挙げることができましたが、施策の実施状況や数値目標の達成状況に関して、進捗が遅れが生じているのが現状です。

また、本市は市内に最終処分場を有しておらず、全国的に最終処分場の残余容量が減少を続けていることから、徹底したごみの減量・資源化を進めることで、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要があります。

一方、本市における人口推移は、近年増加傾向にあります。将来的には少子高齢化の進展等により減少していくと考えられることから、これらの影響がもたらすごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していくことが求められます。

そのほかにも、現在のクリーンセンターが稼働後約30年を経過し、老朽化が進んでいるため、施設の建替えを進めます。

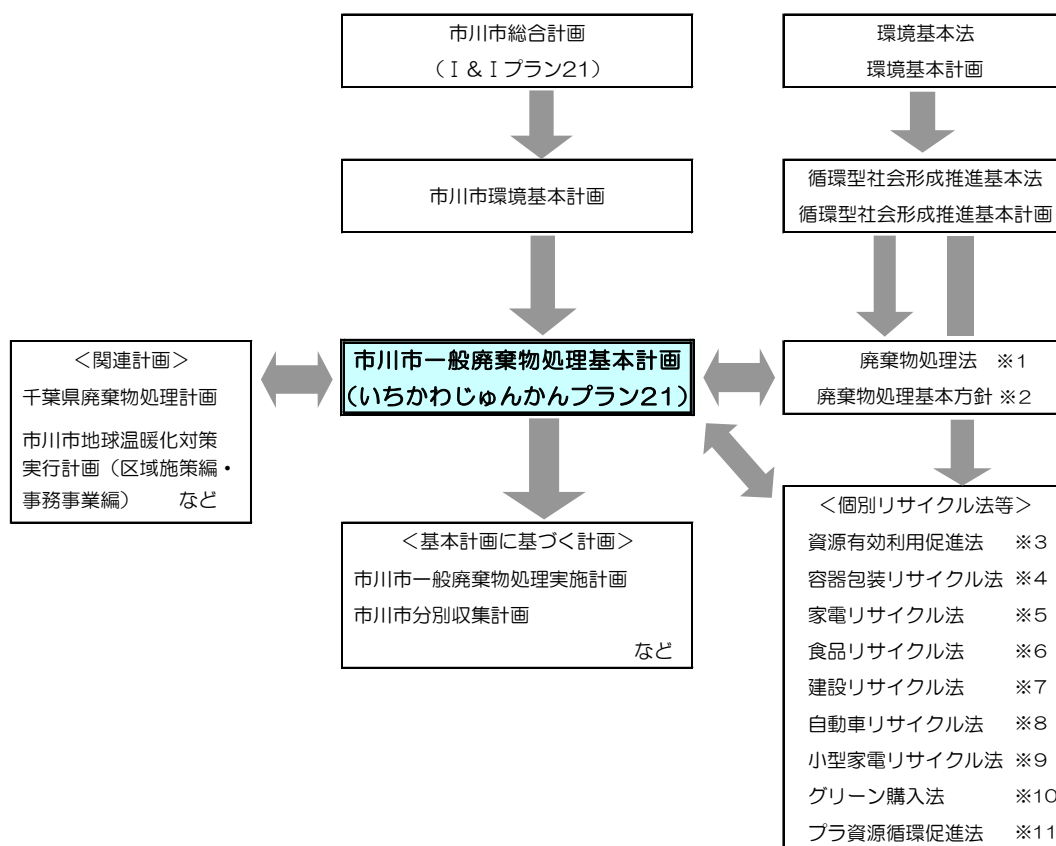
なお、近年の国の動向としては、平成30年（2018年）6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組や地域循環共生圏形成による地域活性化等、7つの政策の柱が掲げられたところであり、市町村には地域における循環型社会の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められています。

このような状況のなか、前回の計画改定から8年が経過し、また令和4年（2022年）2月、本市が令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明したことから、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえることに加え、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や、地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムの形成を考慮するものとして計画の見直しを行い、新たな計画として策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物（ごみ）処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、本計画は「市川市総合計画（I & Iプラン21）」に示された将来都市像及び基本目標を実現するための廃棄物部門における個別計画であり、「市川市環境基本計画」との整合を図るとともに、循環型社会形成推進基本法その他の関連法令や国・県の関連計画を踏まえて策定します。



- ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ※3 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ※4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ※5 特定家庭用機器再商品化法
- ※6 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ※7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※8 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ※9 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- ※10 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ※11 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

図1-1 本計画の位置付け

1-3 計画の対象範囲

本計画は、本市の区域内で発生する一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とします。

- 対象地域 : 市川市（全域）
- 対象面積 : 56.39km²
- 対象人口 : 49万7千人（令和2年10月1日現在）

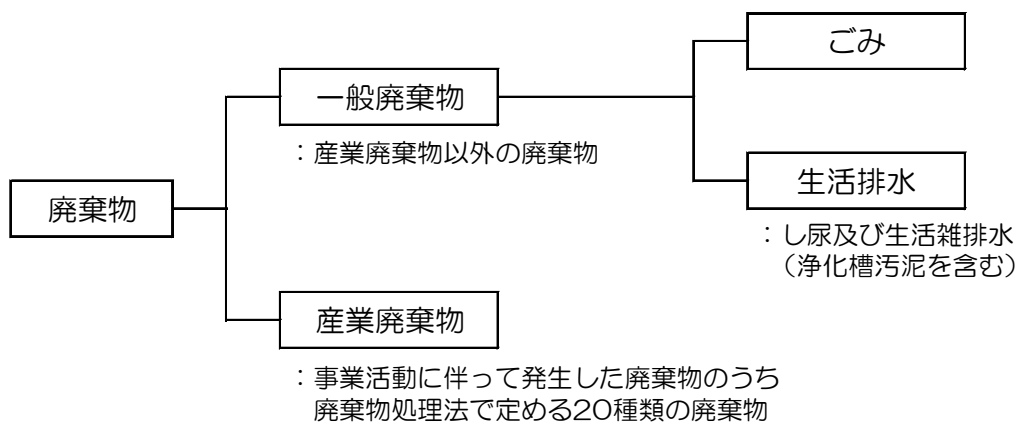
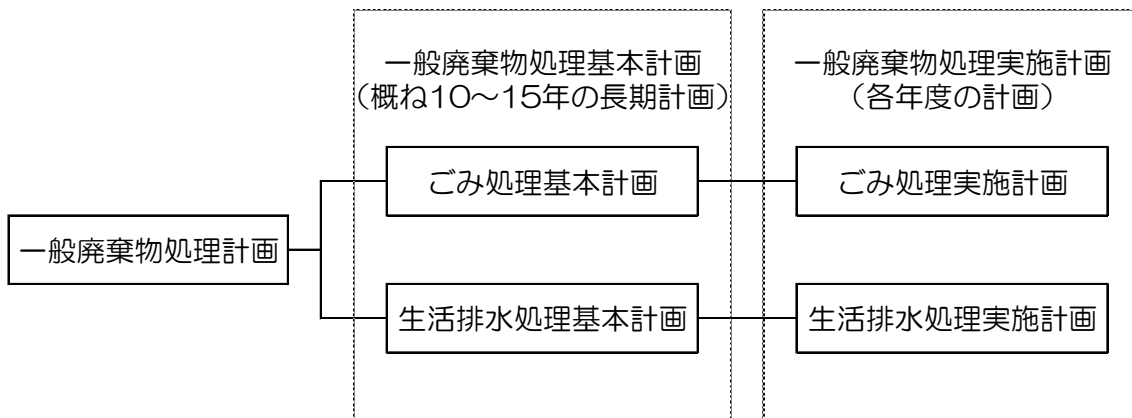


図1-2 廃棄物の区分



※生活排水処理基本計画については、別途、計画を策定します。

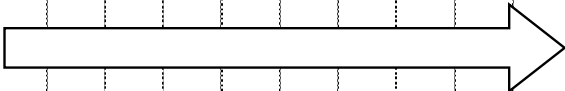

図1-3 一般廃棄物処理計画の構成

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに改定するとともに、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や廃棄物処理に関する国の方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合については、随時見直しを行うものとします。

表1-1 計画期間

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
前計画 (平成27年5月策定)																		
本計画 (令和5年4月策定)																		
											目標年度：令和12年度							